

迷惑行為により 診療をお断り することがあります

安心で安全な診療環境を提供するため、以下のような迷惑行為等があった場合には、警察への連絡、診療をお断りする場合があります。

- ・暴言（大声含む）、暴力
- ・ハラスメント行為
- ・ストーカー行為
- ・スタッフ及び他の患者さんに対しての迷惑行為等

ご理解ご協力をお願いいたします。

東北大学病院長